

令和5年度普通交付税等の交付決定額について

令和5年度の普通交付税等の交付額が7月28日（金）に閣議報告され、山梨県分については次のとおり決定されました。

（当初算定比較）

◎ 実質交付税（普通交付税＋臨時財政対策債）

（単位：千円、％）

区分	令和5年度	令和4年度 ※	増減額	増減率	全国増減率
県分	142,677,882	149,900,241	△7,222,359	△4.8	△3.2
市町村分	94,813,457	97,226,225	△2,412,768	△2.5	△2.1
計	237,491,339	247,126,466	△9,635,127	△3.9	△2.7

※12月の再算定による追加交付額（県分 36.2億円、市町村分 23.5億円）は含まず。

普通交付税

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	141,053,936	145,612,266	△4,558,330	△3.1	1.1
市町村分	92,425,773	92,314,597	111,176	0.1	2.3
計	233,479,709	237,926,863	△4,447,154	△1.9	1.7

臨時財政対策債

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	1,623,946	4,287,975	△2,664,029	△62.1	△44.3
市町村分	2,387,684	4,911,628	△2,523,944	△51.4	△43.9
計	4,011,630	9,199,603	△5,187,973	△56.4	△44.1

◎ 地方特例交付金

（単位：千円、％）

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	494,255	513,890	△19,635	△3.8	△5.7
市町村分	741,389	770,829	△29,440	△3.8	△5.9
計	1,235,644	1,284,719	△49,075	△3.8	△5.8

I 県分（当初算定比較）

令和5年度の普通交付税等の算定においては、需要の面では、高齢者保健福祉費の増などがあるものの、過去に発行した県債の償還終了による公債費の減などがあり、収入の面では、実質法人二税が増加したことなどから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、令和4年度より72.2億円（4.8%）減少し、1,426.8億円となった。

このうち、普通交付税は1,410.5億円（3.1%の減）となり、臨時財政対策債は16.2億円（62.1%の減）となった。

1 普通交付税

交付決定額は1,410.5億円で、令和4年度に比べ45.6億円、3.1%の減となった。

○ 増加理由

・ 基準財政需要額

高齢者保健福祉費の増などがあるものの、過去に発行した県債の償還終了による公債費の減などがあり、臨時財政対策債振替前で0.2億円の減となった一方、臨時財政対策債振替額が減少したことから、振替後の基準財政需要額は26.4億円、1.1%の増となった。

・ 基準財政収入額

実質法人二税が増加したことなどから、72.9億円、7.8%の増となった。

普通交付税額の決定方法

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）} - \text{臨時財政対策債相当額} - \text{基準財政収入額}$$
$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位（人口等）} \times \text{補正係数}$$
$$\text{基準財政収入額} = \text{税収入の見込額} \times 75\%$$

2 臨時財政対策債

臨時財政対策債は16.2億円で、令和4年度に比べて26.6億円、62.1%の減となった。

3 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に伴う減収を補填するための交付金で、令和4年度に比べ0.2億円、3.8%の減となった。

II 市町村分（当初算定比較）

令和5年度の普通交付税等の算定においては、需要の面では、人口と面積を基本として算定する包括算定経費のほか、高齢者保健福祉費、地域デジタル社会推進費の増などにより増加した。また、収入の面では、地方消費税交付金や市町村民税所得割、市町村民税法人税割の増などにより増加したことなどから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、令和4年度より24.1億円（2.5%）減少し、948.1億円となった。

このうち、普通交付税は、924.3億円（0.1%の増）となり、臨時財政対策債は23.9億円（51.4%の減）となった。

また、普通交付税が配分されない不交付団体は、令和4年度交付団体であった忍野村及び山中湖村が新たに不交付団体となったことで、3団体となった。

1 普通交付税

交付決定額は924.3億円で、令和4年度に比べ1.1億円、0.1%の増となった。

○ 増加理由（交付団体）

・ 基準財政需要額

人口と面積を基本として算定する包括算定経費のほか、高齢者保健福祉費、地域デジタル社会推進費の増などにより、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額は18.7億円、0.9%の増となった。

また、臨時財政対策債振替額が減少したことから、振替後の基準財政需要額は43.7億円、2.2%の増となった。

・ 基準財政収入額

地方消費税交付金や市町村民税所得割、市町村民税法人税割の増などにより42.3億円、4.0%の増となった。

※上記は令和4年度・5年度ともに交付団体である24団体での比較。

令和5年度においては忍野村及び山中湖村が主に市町村民税法人税割の増を要因として新たに不交付団体となった。

○ 不交付団体

町村名	理由	期間
昭和町	基準財政収入額が、引き続き基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和59年度から40年連続
忍野村	基準財政収入額が、基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和60年度～平成4年度 平成8年度～平成14年度 平成16年度～平成21年度 平成24年度～令和3年度 令和5年度
山中湖村	基準財政収入額が、基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和49、50年度、 昭和61年度～平成21年度、 平成23年度～令和2年度 令和5年度

※全国では1都76市町村が不交付団体（令和4年度当初は1都72市町村）

2 臨時財政対策債

臨時財政対策債は23.9億円で、令和4年度に比べ25.2億円、51.4%の減となった。

3 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に伴う減収を補填するための交付金（7.4億円）。令和4年度に比べ0.3億円、3.8%の減となった。

お問い合わせ先	
県分	総務部財政課資金管理担当 今澤 TEL 内線 2166 直通 223-1384
市町村分	総務部市町村課税政担当 滝口 TEL 内線 2481 直通 223-1426